

# 中津川市太陽光発電設備等設置費補助金の交付申請の手引き

## 1 補助金交付の対象者

市内の自ら居住し住所を有する住宅に「太陽光発電設備」、「蓄電池」を設置する者

### 主な条件

- 固定価格買取制度による売電をする方（FIT等の認定を受ける方）は対象となりません
- 自己託送をする方は対象となりません
- 【例】 発電した電力を、電力会社の送電網を使って別荘へ送って使う
- 国や県から他の補助金等を受けて設備を設置する方は対象となりません
- 発電した電力の30%以上を自家消費する必要があります
- 法令やガイドライン等を遵守する必要があります
- 市税等の滞納がある方は対象となりません
- 設備設置によって得られる環境価値（温室効果ガス削減により生まれる価値）は、自ら消費する分のみが設置者のものとなります（売電した分の価値は設置者のものとできません）
- 設備の耐用年数が経過するまでの間、J-クレジット制度への参加はできません

## 2 対象となる設備

(1)太陽光発電設備

(2)蓄電池（(1)の太陽光発電設備と併せて設置する場合に限りです）

### 主な条件

- 市の交付決定日以後に事業に着手できること。  
※契約日が事業着手日です。
- 令和7年1月31日（金）までに、事業を完了して市への実績報告ができること  
※事業の完了日は、設置工事完了後の「代金の支払い完了日（領収日）」「設備の保証開始日」「電力会社の電力系統に接続した日」のいずれか遅い日となります。
- 中古品、リース品でないこと。
- 太陽光発電設備は当該システムの出力が10kW未満であること。
- 蓄電池は（一社）環境共創イニシアチブに登録された定置用の設備であり、価格（工事費込み・税抜き）が15.5万円/kWh以下であること。  
※「別添1 蓄電池の仕様」の記載事項に適合している必要があります。

## 3 補助金の額

(1)太陽光発電設備

- 7万円/KW（補助対象は5kW分まで・小数点以下切り捨て）

※設備の出力は太陽電池モジュールとパワーコンディショナーのいずれか低い値

(2)蓄電池

- 設備価格（工事費込み・税抜き）の3分の1の額（補助の対象は5kWh分まで・小数点第2位以下切り捨て）

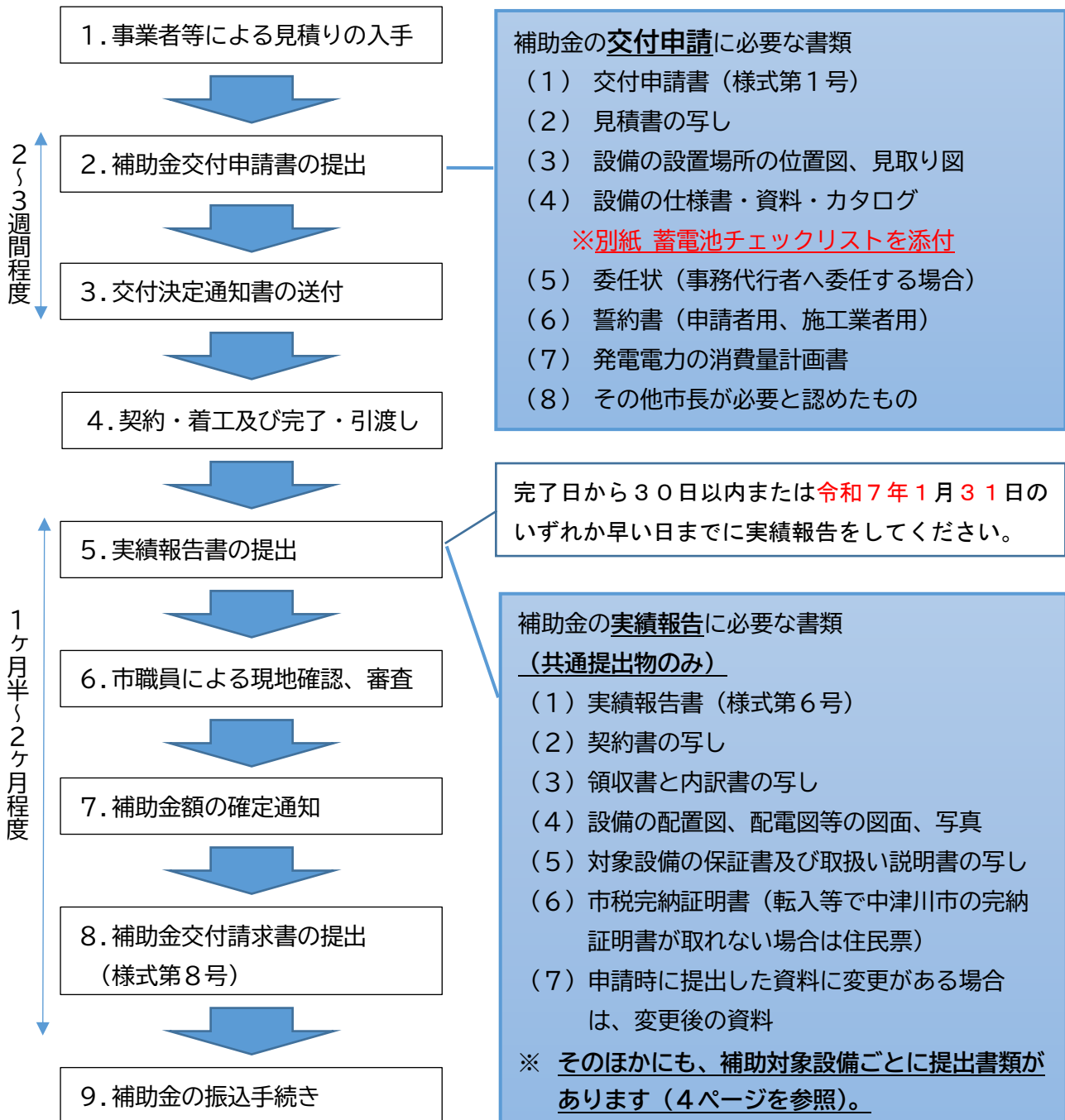
※太陽光発電設備との同時設置（同一年度内設置）でなければ補助対象となりません。

【計算例】太陽光発電システム（5kW）と蓄電池（7kW）を設置した場合

- |          |                               |                        |
|----------|-------------------------------|------------------------|
| ①太陽光発電設備 | 7万円×5kW（補助上限）                 | = 35万円                 |
| ②蓄電池     | 15.5万円(税抜)/kWh×5kWh（補助上限）×1/3 | = 25.8万円               |
| 合計（①+②）  | 35万円+25.8万円                   | = <u>60.8万円（最大補助額）</u> |

## 4 手続きの流れ

事業着手前に申請が必要です。市から交付決定通知書を受け取ったのちに、事業着手が可能です。  
※事業の着手とは工事契約の締結を指します。  
予算枠の上限に達した時点で、補助制度受付終了となります。



※補助金の交付決定通知後に、事業内容を変更又は中止、取下げするときは、補助金(変更・中止・取下)承認申請書を提出し、承認を受ける必要があります。変更内容が補助要件に該当しない場合は、交付決定が取消しとなる場合があります。

## 5 補助金の交付申請について（事業着手前の手続き）

中津川市太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書を提出してください

### 配布場所

- ・環境水道部 環境政策課（窓口）
- ・ホームページ（<http://www.city.nakatsugawa.gifu.jp/>）申請書ダウンロードページ⇒環境保全

### 提出先

- ・環境水道部 環境政策課（窓口）
- ・郵送又は持参（持参の場合は午前8時30分から午後5時15分まで）

### 提出期限

令和6年12月20日（金）まで

※提出期限間際に交付申請される事業のうち、令和7年1月31日までに実績報告が提出できない可能性があるものは、交付申請をお断りする場合があります。

※窓口先着順です。予算の上限に達した場合は、期限前であっても受付を終了します。

### 添付資料について

#### ○工事見積書

- ・別添「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考に見積書を取得してください。

#### ○対象設備の設置場所及び付近の見取り図

- ・敷地の図面（1/100程度）に設備を設置する場所を明示してください。
- ・住宅地図等（1/1500程度）に住宅の位置を示してください。

#### ○対象設備の仕様書

- ・製品カタログ（コピー可）等、設備の仕様分かる資料

#### ○「蓄電池の仕様を確認するための書類のチェックリスト」（蓄電池のみ・別添参照）

- ・（一社）環境共創イニシアチブへの登録が確認できる書類を添付してください。

#### ○委任状

- ・行政書士等へ事務を委任する場合は委任関係分かる書類（任意の様式）を提出してください。

#### ○誓約書

- ・誓約書を確認のうえ提出してください。
- ・施工業者の方にも誓約書の作成を依頼してください。  
（ガイドラインを遵守して設置された設備であることが補助の条件となっています。）

#### ○発電電力の消費量計画書

- ・任意の様式としますが、自家消費の割合がわかるよう以下の項目について必ず記載してください。  
①発電想定量、②自家消費想定量、③売電想定量、④過去1年間の電気代、⑤世帯人数

## 6 補助金の実績報告について（工事完了後の手続き）

中津川市太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書を提出してください。

### 提出先

環境水道部環境政策課

郵送又は持参（持参の場合は午前8時30分から午後5時15分まで）

### 提出期限

事業完了から30日以内又は令和7年1月31日（金）のいずれか早い日

※完了日の判断については前述の内容を参照してください。

## 添付資料について

### 【共通の添付書類】

#### ○契約書の写し

- ・見積りと異なる場合は、別添「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考に内訳書を取得。ただし、金額の変更がある場合、補助金額が変更する場合があります。

#### ○領収書の写し

- ・銀行振込の場合は、請求書（振込口座の記載のあるもの）の写し及び振込書の写しも可としますが、領収書については別途徴収・保管してください。
- ・対象設備以外の代金と同時に支払いをする場合は、支払額の内訳が分かる資料を提出。

#### ○補助対象設備の設置に伴う配置図や電気配線図等の図面

- ・敷地内における設備の配置および配線が分かる図面を提出してください（手書きでも可）。

#### ○対象設備の保証書及び取扱い説明書の写し

- ・申請時に提出した「カタログ」と実績報告時に提出する「保証書（メーカー保証）」「取扱い説明書」により、設備の仕様を満たしていることを確認。
- ・確認に必要なページのみの提出でも可。

#### ○市税完納証明書

- ・転入等で中津川市の完納証明書が取れない場合は住民票を提出。

#### ○申請時に添付した資料に変更が生じている場合は変更後の書類

- ・（例）電力消費計画が変更となった場合など。

### 【太陽光発電設備の添付書類】

#### ○太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性を示したもの

#### ○太陽電池モジュールの合計出力が10kW以上の場合、パワーコンディショナの出力を示す書類

#### ○電力会社との接続契約書・売（買）電契約書（特定契約書）等の写し

- ・売電に関する契約書を提出してください。

#### ○電力会社の電力系統に接続する日を確認することができる書類

#### ○設備を設置したことが分かる写真（施工前、施工後）

- ・太陽電池モジュール、電力メーター、パワーコンディショナ及びモニターシステムを撮影。

### 【蓄電池の添付書類】

#### ○太陽光発電システムの電気が蓄電され、申請者の住宅等において電気が自家消費されるシステムであることが確認できる電気配線図などの書類またはシステム稼働状況の投影画面の写真

#### ○接地面や壁面への固定が確認できる資料（写真）

#### ○設備を設置したことが分かる写真（施工前、施工後）

- ・蓄電池本体、型式及び製造番号が確認できる銘板等を撮影

## 7 その他

○法定耐用年数が経過するまでの間は、補助の目的に沿って設備を使用できるように管理してください。

法定耐用年数経過前にやむを得ず設備の処分等を行う場合は、必ず、事前に市へ相談してください。

○一般的な太陽光発電設備の耐用年数は17年、蓄電池は6年です。

●別添「蓄電池の仕様を確認するための書類のチェックリスト」

- ・以下の内容が記載されている取扱い説明書等の該当ページのコピーを提出してください。
- ・(一社)環境共創イニシアチブへの登録が確認できる書類を添付してください。

1 蓄電池パッケージ

- システム全体を統合して管理するための番号

2 性能表示基準

- 初期実効容量
- 定格出力
- 出力可能時間の例示
- 保有期間

※ 補助金の申請者が法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならないことが記載されている書類

- 廃棄方法

※ 使用済み蓄電池の廃棄・回収方法が記載された書類

- アフターサービス

※ 国内のアフターサービス窓口の連絡先が記載された書類

- 蓄電池部安全基準

リチウムイオン蓄電池部

…JIS C8715-2 に準拠したものであることが分かる書類

リチウムイオン蓄電池部以外

…蓄電池部が平成 26 年 4 月 14 日消防庁告示第 10 号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠していることが分かる書類

3 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

- 蓄電システム部

「JIS C4412」に準拠したものであることが分かる書類

(注) 平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合は、それが分かる書類も可

4 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

- 第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであることが分かる書類（蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池のみ）

5 保証期間

- メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであることが分かる書類

※必要に応じて、別途資料の提出をお願いすることがあります。